

【質問】事業所の熱中症対策について教えてください。  
 (63歳、男性)

## 事業所の熱中症対策

閉された空間で行う作業場の環境の厳しさを物語っています。全ての事業所は法令に基づき作業



た暑さ指数(WBGT)を活用することが有用です。事業所は作業場の作業開始時だけでなく、時間ごとの温度を測定し、指数が超えるようであれば、作業の休止や湿度・湿度を下げる対策を行わなければなりません。作業中にめまい・失神

## 早期発見、重篤化防止を義務化を死傷者増を受け

【回答】労働安全衛生規則の改正が行われ、6月1日より施行されました。これは職場での熱中症対策について、事業者に対し熱中症の恐れがある作業者を早期に見つけるための体制整備、熱中症の重篤化を防止するための措置手順の作成、これらの体制や手順の関係作業への周知を義務付けるものです。

増えており、24年には過去最高の1257人を記録しました。そのうち死亡者は31人です。

昨今の温暖化により、職場における熱中症による死傷者数は統計を取り始めた2005年以降

内訳を業種別で見ると、製造業が235人、建設業が228人の順で多く、死亡者の数では建設業が10人と最も多く発生しています。屋外で行う作業環境はもろいですが、屋内であっても密

環境の整備をより一層厳しく行わなければなりません。作業場所が熱中症を起すかどうかを評価するためには、気温だけでなく湿度、風速、輻射熱、身体作業強度、作業服の特性を考慮する必要があります。そのためには、これらの因子を全て考慮し

筋肉痛・筋肉の硬直、大量の発汗、頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感、意識障害、けいれん・手足の運動障害などを作業員が訴えたり、周りの人が異常を感じたりしたときには、すぐに作業を中止し、涼しい環境で休ませ、体を冷やし、塩分・ブドウ糖を含んだ水分を十分

に補給させてください。症状が持続したり、水分を飲むことができないようであれば、ちゅうちよすることなく最寄りの医療機関を受診させることが大切です。体調不良者が出た場合の対応方法を日頃から作業員に徹底周知しておくことも必要です。熱中症から自身を守るためには、事業所に任せておけばよいものではありません。自身も、作業前日の睡眠不足や深酒は避け、出勤前はしっかりと食事を取って体調に気を付けることが一番大切です。もし、体調が悪いようであれば遠慮なく職場に申し出ることも肝心です。熱中症に限らず安心・安全な職場環境を作ることは事業所の重要な役目です。(県医師会)

### 質問をどうぞ

この欄では県医師会が医療制度全般の質問にお答えします。質問希望の方は知りたい内容を分かりやすくまとめ、〒852-8601、長崎市茂里町3の1、長崎新聞社生活文化部「医療制度Q&A」係までお送りください。不明な点をお聞きする場合がありますので住所、氏名、年齢、性別、電話番号を明記してください。なお、直接本人への回答はいたしません。